

所管課：教育部生涯学習課

期 間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

令和2年度 各地区公民館等管理運営評価表

1 施設概要

設置目的	北本市地区公民館等における市民の生涯学習及びレクリエーション活動を推進し、市民の教養の向上、生活文化の振興、健康及び社会福祉の増進に寄与すること。
施設内容	1. 南部公民館、南部集会所 2. 東部公民館、東部集会所 3. 西部公民館、西部集会所、荒井公園 4. 北部公民館、北部集会所 5. 中丸公民館、中丸集会所 6. 勤労福祉センター 7. コミュニティセンター 8. 学習センター
指定管理料の支出額	協定締結額 169,846,000 円 支出済額 169,846,000 円

2 指定管理者

名 称	一般社団法人北本市コミュニティ協議会
所 在	北本市本町8丁目156番地3
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
業務範囲	(1) 施設の利用許可に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) 主催事業（イベント含む）に関する業務 (5) その他、施設の設置の目的を達成するために必要な業務であって、教育委員会と協議の上定めた業務

3 管理運営の実績

施設の貸出状況等	条例・規則、仕様書に基づいた受付・貸出が行われた。 ・利用者数は140,693人（令和元年度278,576人）で前年同期比137,883人の減、率にして約49.5%の減
料金の収受の状況	条例・規則に基づき収受が行われた。 ・貸館業務11,722,700円（令和元年度18,770,225円）で前年同期比7,047,525円の減、率にして約37.5%の減。
自主事業の状況	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、各館で高齢者学級やサロン事業等を実施した。
施設維持管理の状況	清掃、設備の点検、警備、植栽の管理等が行われた。
収支の状況	(1) 収入 199,474,435 円 指定管理料169,846,000円、利用料金11,722,700円、主催事業収入230,040円、公民館サロン補助金224,000円、雑収入（印刷機、コピー機、公衆電話）712,725円、受取利息112円、補助金収入450,000円、繰越金16,288,858円

	<p>(2) 支出 199,474,435 円</p> <p>人件費(報酬)85,225,454 円、事務費 28,212,813 円、管理費 62,721,940 円、事業費 639,508 円、予備費 0 円、繰越金 22,674,720 円、</p> <p>(3) 収支 0 円 (但し、繰越金 22,674,720 円)</p>
--	--

4 利用者の満足度調査等

利用者アンケートの結果	<p>9月末に実施したお客様アンケートからは、来館者の約7割が女性である。来館者の年代は、約7割が60歳以上の年配者である。来館者の居住地は、市内在住者が多いが、1割強は市外から来館している。交通手段は、自動車が約6割、自転車が約2割、徒歩が約1割となっている。公民館等の新型コロナウイルス感染症の対策については、約9割が良いと評価している。公民館利用の目的は、お気に入りの講座が3割、談話が約2割、その他約2割となっており、談話に利用する来館者は意外に多い。公民館サロンの知名度は、前回より上がったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用率は低くなっている。</p>
利用者の意見、苦情等とその対応	<p>・南部公民館の喫煙場所についての苦情がありました。喫煙場所については、施設内すべて禁煙としており、敷地内に喫煙場所を設置している。受動喫煙について、再度検討して、喫煙所を更に利用者の動線から外れた位置に移動した。</p>

5 庁内検査委員会のまとめ

所見	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止等し、当初計画どおり予算執行できなかった指定管理業務にかかる収支については、担当課にて確認すること。 ・指定管理業務とコミュニティ協議会の業務を適切に区分すること。
----	---

6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	<p>国・県の審議会の答申、提言等を踏まえ、時代に合った、より市民が利用しやすい施設となるよう所管課及び指定管理者が協力して貸館判断基準の見直しを進めること。</p>
対応状況	<p>国・県の審議会の答申、提言等を確認しました。</p>

7 評価委員会のまとめ

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ● A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。 ○ B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。 ○ C：履行に重大な問題がある
所見	<p>・市民の貴重な財産であることを考慮し、国の通知、審議会答申、研究報告等を踏まえつつ、現在の施設における課題に対して具体的な取り組みを明示すること。</p>

(評価実施日 令和3年7月21日)